様式第四号(第二十七条第二項関係)

(表)

第　　号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第24条第2項の規定による身分証明書

写真

職名及び氏名

年　　月　　日発行

社会保険診療報酬支払基金理事長　　印

(裏)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法抜粋

(保険医療機関等に対する報告の徴収等)

第24条　支払基金は、第16条第2項の規定による保険医療機関等に対する定期検査費又は母子感染防止医療費の支払に関し必要があると認めるときは、保険医療機関等の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2　前条第2項の規定は前項の規定による検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3　支払基金は、保険医療機関等の管理者が、正当な理由がなく第1項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険医療機関等に対する定期検査費又は母子感染防止医療費の支払を一時差し止めることができる。

第23条　(略)

2　前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、B7とする。